

## 4 地域ぐるみでの協働活動への支援（農地・水保全管理支払交付金）

### （1）事業の趣旨

過疎化や混住化が進む農村地域において、農地・農業用水などの十分な管理が困難になり、農業・農村の持つ多面的機能が失われています。このため、地域住民を中心とした活動組織が、農地、水路等、農村環境の保全活動に取り組み、農地周りの水路や農道の補修を行うなど活力ある地域づくりを支援します。

### （2）事業内容

水路の草刈りや泥上げなど農地、水路等の基礎

的な保全管理活動や農村環境の保全のための活動を共同活動とし、農業用排水路等の補修・更新など施設の長寿命化のための活動を向上活動として農地面積に応じて活動組織を支援しました。

### （3）実施状況

平成25年度は、共同活動で191活動組織、農地面積12,295ha、向上活動で81活動組織、農地面積5,927haを実施しました。

## 5 河川愛護運動

河川愛護意識の啓発と良好な河川環境の維持・保全、適正な河川利用を推進するため、毎年7月を「河川愛護月間」として、河川美化作業等の様々な活動が全国で実施されています。

良好な河川環境の維持・保全を行政のみで行うことには限界があり、地域住民の協力が不可欠です。そこで、「自分たちの社会は自分たちで作っていく」という考えのもと、県民参加型公共事業「道普請型ぐんまクリーン大作戦」の一環である「河

川・道路クリーン大作戦」を平成11年度から行い、平成21年度からは「花と緑のクリーン大作戦」として河川の除草活動等を行う団体に対して奨励金を交付し、自発的な住民組織による活動を支援しています。

なお、こうした社会的奉仕活動に対して、毎年7月7日の「川の日」に「優良河川愛護団体等表彰」を行っており、平成25年度は8団体の表彰を行いました。

## 第3項 事業者の取組の促進

### 1 環境影響評価

#### （1）環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模な開発事業等を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、環境保全のための措置を検討することにより、環境と開発の調和を図ることを目的とする制度です。

本県では平成3年に定めた「群馬県環境影響評価要綱」により、国においては昭和59年に閣議決定が行われた「環境影響評価の実施について」により環境影響評価を実施してきました。

その後、新たな環境問題への対応や制度の充実を図るために見直しを行い、「群馬県環境影響評価条例」を施行しています。

国においては「環境影響評価法」が平成11年6月に施行され、また、戦略的環境アセスメント導入を含めた「環境影響評価法の一部を改正する法律」が平成23年4月に公布されました。

平成24年4月に改正法の一部が施行、平成25年4月には完全施行されています。

#### （2）手続の流れ

法及び条例の対象となった事業は、方法書手続、準備書手続、評価書手続、事後調査手続を実施しながら、環境保全対策を図っていきます。

##### ア 方法書手続

環境影響評価の項目並びに調査、予測、評価の手法を選定するための手続です。

##### イ 準備書手続

調査、予測及び評価の結果について、環境保全の見地からの意見を求めるための手続です。

##### ウ 評価書手続

準備書に対する意見をよく検討し、準備書の内容を見直し、環境影響評価の結果をまとめあげる手続です。

工 事後調査手続

事業実施による環境影響を確認し、環境保全対策を検討する手続です。

(3) 環境影響評価実施事業

本県では現在までに、法及び条例による手続が

表2-5-2-3のとおり行われています。

(4) 今後の取組

「環境影響評価法」において平成25年4月に創設された「計画段階配慮書手続き（SEA）」について、本県での導入を検討します。

表2-5-2-3 環境影響評価実施事業（平成26年3月末現在）

対象	事業名	事業種類	手続状況
法	利根川水系戸倉ダム建設事業	ダム事業	手続終了 事業中止
法	国道50号前橋笠懸道路建設事業	道路建設事業	手続終了 事後調査
法	国道17号本庄道路建設事業	道路建設事業	手続終了
条例	新野脇屋住宅団地造成事業	住宅団地造成	手続終了
条例	中東京幹線一部増強工事事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	増田川ダム建設事業	ダム建設事業	評価書 休止中
条例	西上武幹線新設工事（渋川箕郷区間）事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	吾妻木質バイオマス発電事業	工場又は事業場設置	手続終了

対象	事業名	事業種類	手続状況
条例	西上武幹線新設工事（箕郷西毛区間）事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	西上武幹線新設工事（西群馬渋川区間）他事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	（仮称）北部大規模開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	太田市下田中工業団地開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	前橋市新清掃工場整備事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了 事業中止
条例	伊勢崎市宮郷地区における工業団地造成事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	高崎市スマートIC周辺工業団地（仮称）造成事業	工業団地造成	準備書 手続完了

2 環境関連産業創出支援

(1) ぐんま新技術・新製品開発補助金

県では、本県産業の競争力強化と新産業創出を促進するため、県内中小企業者の新技術・新製品開発を支援しています。

平成25年度における支援実績は、43件、68,551千円でした。補助事業を実施した企業の多くは事業終了後も開発を継続しており、製品化・事業化に結びついています。

なお、「次世代産業推進型」では、今後成長が期待される4つの産業分野の1つとして、「環境・新エネルギー産業」分野について重点的に支援を行っています。

平成26年度も引き続き、新技術・新製品開発に対する支援を行い、各企業の競争力を高めるとともに、環境負荷の低い製品や技術の開発に関する積極的な取組を後押しします。

(2) 群馬県次世代産業振興戦略会議

ア 設立趣旨・目的

少子高齢化やグローバル経済の進展など、企業経営を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、県内企業が今後も高い競争力を維持し成長していくためには、将来の市場性が見込まれる新たな産業分野への参入を促進

する取組が必要と考え、平成23年5月に群馬県次世代産業振興戦略会議を設立しました。

イ 事業内容

戦略会議では、分野別に5つの部会を設け「群馬県次世代産業振興戦略」に基づき、各種事業を実施しています。

「環境・新エネルギー産業部会」では、今後